

生活のしおり



生活支援事業所「さくら」

社会福祉法人 敬羨会

生活のしおり

1 はじめに

ここは、生活支援事業所「さくら」です。生計困難者で、住居が必要な方に一時的な住まいを提供することを目的にしています。

利用期間は原則として「3ヶ月間」ですが、更新により期間の延長が可能です。

このしおりは、この宿泊所で生活していく上で最低限必要なことが書いてあるので、よく読んで下さい。

2 あなたの居室について

あなたの部屋は、 室です。

3 あなたが宿泊所で利用できるサービスとサービス利用に伴う利用料について

利用サービス	サービス利用料
●宿泊所利用契約に基づくサービス 居室及び宿泊所の設備を利用できます。	●宿泊所利用料 居室料 無料 ●光熱水費 月額 無料 ●基本サービス費 月額 〇円（日額 円）
●生活サービス利用契約に基づくサービス 利用者が希望した場合、利用できます。	●食事代（1日3食） 朝食 月額 円（日額 円） 夕食 月額 円（日額 円） ●日用品費（パット、タオル、寝具の提供） 月額 〇円

※ 月の途中での利用開始又は終了の場合は、開始時には、利用開始日から月末までの日数により、終了時には、終了(退所)日から月末までの日数により各種利用料の計算を行い、請求又は精算を行います。

4 宿泊所内の利用できる設備及び利用時間（原則）

食堂兼娯楽室（1階）	朝食8時～9時、夕食17時～18時 食事時間帯以外は、娯楽室として使用できます。自炊者は、食事時間帯に調理設備を利用できます。
浴室（1階）	毎日 18時～ 20時
トイレ（3箇所）	特に利用時間の指定はありません。他の利用者に迷惑とならないように利用して下さい。
洗濯機（洗濯室）	毎日 8時～ 19時

※ 上記の利用時間内に利用ができない場合は、施設長に相談して下さい。

※ 門限は21時です。仕事や通院等により、門限までに宿泊所に戻れない場合は、事前に施設長への申し出が必要です。

5 快適に生活するために

- 居室はきれいに利用しましょう。
- 食堂、お風呂、トイレなどの共用部分は、他の利用者のためにきれいに使い、汚した場合は、すぐに掃除して下さい。
- 他の利用者や近所に住んでいる人の迷惑となるので、大声、騒音、悪臭を出すことがないようにして下さい。
- 自分の部屋で動物（犬、猫、鳥類、爬虫類等）を飼うことはできません。
- ゴミの分別にご協力ください。
燃えるゴミ・燃えないゴミ・資源ゴミ（ゴミステーションへ）

6 安全に暮らすために

- 安全管理のため、毎日、安否確認を行いますので、ご協力をお願いします。
- 緊急時及び安否確認が必要な場合は、声をかけて部屋の中に入ることがあります。• 体の調子が悪いときは、必ず施設長に声をかけて下さい。
- 防火、防犯には十分気をつけて下さい。特に緊急時の避難方法は、確認しておいて下さい。当宿泊所の災害時避難場所は、箱田苑です。
- タバコは、（指定場所）で吸って下さい。居室内は禁煙です。
- 他人に危害を与える可能性のあるもの（刃物、火薬等）の持ち込みはお断りします。発見した場合は、施設長が預かり、退所時に返却します。
- 現金、書類等の貴重品は、事務所に預けて下さい。
- 現金は郵便局又は銀行に預けて、必要な金額だけを手元に残しましょう。現金を多額に

持つことは、紛失や盗難といった事故を防止するために避けましょう。

- ・避難訓練・消火訓練には必ず参加して下さい。
- ・金品の貸し借り、無断外泊は禁止です。

7 宿泊所に関する苦情の申し出について

(1) 苦情、相談は、以下の窓口・意見箱を利用して下さい。

①通常の場合

- ・施設長への相談（時間指定あり）

相談先 施設長 直接申し出て下さい。事務室でお話を伺います。

時間 9時～18時（緊急の場合は、施設長がいるときはいつでも可能です）

- ・玄関脇の意見箱（随時受付、毎週月曜日施設長が確認します）

意見書又は任意の紙に苦情・相談内容を記入して投函してください(匿名可能)

②施設長に相談しにくい場合、相談しても解決しない場合（時間指定あり）

相談先 府中市福祉事務所保護係 0847-43-7149

受付 原則、電話となります。時間は、平日の8時30分～17時30分

(2) 苦情、相談内容についての秘密は守ります。

(3) 苦情、相談内容については、調査、検討、改善等の対応結果をお知らせします。

8 その他

- ・注意・連絡事項は掲示板にはりますので、必ず読んで下さい。
- ・月1回（第2・水曜日18時～）、利用者懇談会を開催します。宿泊所からのお知らせをお伝えし、皆さんの要望を聞く会ですので、積極的に参加して下さい。
- ・外泊などで宿泊所を離れる場合は、事前に期間、行き先を施設長に届け出て下さい。
- ・外来者の宿泊所への立ち入りはできません。止むを得ない場合は、事前に施設長に相談して下さい。
- ・電話の取次ぎは、午前9時から午後6時までです。
- ・退所の際は、自己所有物は全て持って退所して下さい。

○ 生活保護を受けて利用している方へ

- 医療機関に受診する場合は、夜間、休日、緊急時を除き、事前に福祉事務所に連絡をして下さい。
- 利用料の支払いは、指定する日までにお願いします。
- 利用者は各自の自立に向け努力して下さい。
- 収入があった場合は、福祉事務所に必ず申告して下さい。

※ 宿泊所利用契約書第6条に該当する場合、契約を解約することがあります。

※ わからないこと、困っていること、悩んでいることがあるときは、遠慮せずに施設長に相談して下さい。